

藤沢市公共工事等郵便入札実施要領

制 定	平成15年	11月	1日
改 正	平成18年	4月	1日
改 正	平成20年	4月	1日
改 正	平成22年	4月	1日
改 正	平成24年	4月	1日
改 正	平成25年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第8条第2項の規定によりこの市が実施する競争入札を郵便により実施する場合について必要な事項を定めるものとする。

(入札の公告等)

第2条 契約担当課長は、郵便による競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合、次の各号に掲げる事項を公告、公表又は通知しなければならない。なお、電子情報処理組織を用いて公表又は通知する場合は、電子情報処理組織に登録し公表及び通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着日
- (3) 入札書の送付先
- (4) 郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) その他必要と認める事項

(入札回数)

第3条 郵便により競争入札に付した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。

(入札書の送付方法)

第4条 郵便による競争入札の入札参加者は、入札書及び必要とされた場合の入札金額に対応した入札額内訳書（以下「入札書等」という。）を、特定郵便、簡易書留郵便又は書留郵便のいずれかの方法により、第2条第1項第2号に規定する日に到達するよう契約担当課に郵送しなければならない。この場合において、それらの郵便は、配達日指定郵便としなければならない。

2 前項の規定により、入札書等を郵送する場合は、配達指定日、工事（委託）名、

商号又は名称、及び住所を契約課長が指定した封筒（以下「指定封筒」という。）に記載しなければならない。

（入札書の開札等）

第5条 契約課長は、前条に規定する入札書等が到達したときは、開札日時まで契約課において厳重に保管するものとする。

- 2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- 3 入札書到達後においても、開札までの間は、入札辞退を認めるものとする。
- 4 開札は、前条第2項の指定封筒が未開封であることを、第7条に規定する入札の立会者のすべてが確認した後、当該入札案件の名称等を読み上げて行うものとする。
- 5 契約課長は、開札後の指定封筒を当該開札の日から起算して1年の間保存するものとする。

（入札の無効）

第6条 契約課長は、入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者のした入札は、無効とするものとする。

- (1) 藤沢市公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領第9条に該当する者
- (2) 藤沢市公共工事等受注希望募集型競争入札実施要領第5条第3項に該当する者
- (3) 記名押印をしない入札書等を提出した者
- (4) 入札書の入札金額を訂正して提出した者（当該金額部分に訂正印を押印して提出した者を含む。）又は入札金額が特定し難い入札書を提出した者
- (5) 同一入札案件について同一人が2通以上の入札書等を提出した者
- (6) 第4条各項に規定した方法以外で入札書等を提出した者
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書等を提出した者
- (8) 指定封筒に第2条第1項第2号で指定した到着日以外の日を記載して入札書等を提出した者
- (9) 指定封筒に記載した工事（委託）名又は差出人名と同封した入札書に記載した工事（委託）名又は入札者名を相違して記載して入札書等を提出した者
- (10) 指定封筒に工事（委託）名又は差出人名を記載しない入札書等を提出した者
- (11) 入札額内訳書の提出を求められた場合において、入札額内訳書を指定封筒に同封しない入札書を提出した者

(12) 入札額内訳書の提出を求められた場合において、入札書に記載した金額と入札額内訳書に記載した金額を相違して記載して入札書等を提出した者

(13) 明らかに不適正と認められる者

(14) その他市長が定める条件に違反している者

(入札の立会)

第7条 契約課長は、郵便により競争入札に付した場合は、当該入札に係る入札参加者のうち入札の立会を希望する者を立ち合わせるものとする。

2 前項の規定による入札の立会者は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者とする。

3 入札の立会者は、入札前に立会者名簿に署名しなければならない。

4 契約課長は、前項に規定する入札の立会者が2者に満たない場合は、入札事務に関係のない職員を1者以上立ち合わせなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第8条 契約課長は、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を定めなければならない。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札に立会者として参加している場合はその者がくじを引き、参加していない場合は前条第4項の職員が当該入札者に代わってくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第9条 契約課長は、郵便による競争入札により契約の相手方を決定した場合は、当該入札参加者のうち、当該入札に立会者として参加している落札人に対しては口頭で、参加していない落札人に対しては、落札通知書により通知するものとする。なお、電子情報処理組織を用いて入札結果を公表及び通知する場合は、電子情報処理組織に登録し公表及び通知するものとする。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。